

司法改革時代の英国および日本の法専門職教育

— 法学研究者と実務家の協働 —

●パネリスト

アフロム・シャーマー (ロンドン大学高等法学研究所長・ウルフ脚記念法学教育講座教授)

紙谷雅子 (学習院大学大学院法務研究科教授)

梶村太市 (早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士)

宮川成雄 (早稲田大学大学院法務研究科教授・臨床法学教育研究所長)

●特別参加

アドリアン・クルフオード (英国高等法院裁判官・国際刑事裁判所裁判官)

●コーディネーター (司会)

須網隆夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士)

司会・須網 ワークショップの第2部のパネル・デイスカッションを始めたいと思います。パネリストは、先ほど基調講演をいただきましたシャーマー先生と紙谷先生に加えて、早稲田大学法科大学院で家事法のクリニクを担当されています梶村先生、それから同じく早稲田大学法科大学院で外国人法クリニクを担当されています宮川先生に加わっていただいております。そしてさらに、昨日の比較法研究所の創立50周年記念講演会で基調報告をいただきましたイギリス又高等法院の裁判官であり、現在国際刑事裁判所裁判官でもあるアフロム・シャーマー裁判官に特別参加をさせていただいております。アフロム・シャーマー裁判官は、1998年にイギリスの人権法が成立したときに、裁判官や弁護士に対する人権法の教育に携わられたと聞いておりまして、裁判官の立場か

ら法律専門職の教育についてのご意見をいただけるものと期待しております。

このパネル・デイスカッションでは、3つの柱で議論してみようと考えております。まず1つ目の柱としては、日本のリーガル・クリニク教育の中で研究者と実務家がどのように協働しているのかについて、宮川先生と梶村先生から、それぞれのご経験をご紹介いただき、それに対して他のパネリストの方から質疑をさせていただくということを考えております。

それから2つ目の柱としては、先ほどのシャーマー先生のご報告の中にもありました、イギリスのウオーリック大学で行われているクリニカル・プログラムの、これは1970年代から開始されていると先ほどご紹介がありましたけれども、これについてももう少し詳しく、いくつかの観点からプ

ログラムの内容を明らかにしたいと思えます。

そして、実務家と研究者の協働ということ、このクリニク教育が1つの協働に通じた場になると考えられるわけですが、それに限らず、法曹養成教育全体について、研究者と実務家の協働はどういう意味を持っているのかということ、第3の柱に設定させていただきたいと思えます。われわれは、実務と理論の架橋が必要であるというところで、ここ数年努力を重ねてきたわけですが、一体それは何のために意味があるのだろうかというように、この機会にもう一度原点に立ち返った議論をしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは早速第1の柱、日本のリーガル・クリニクにおける研究者と実務家の協働について、最初に宮川先生からお話しいただけますか。

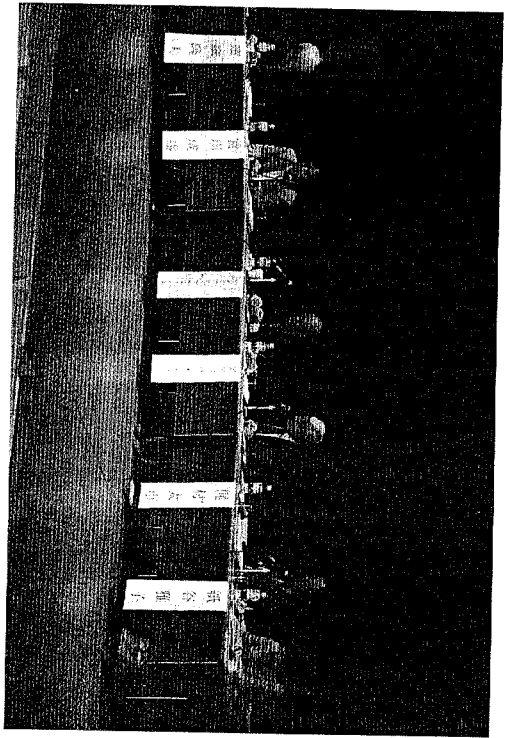
宮川 それでは私のほうから、早稲田大学のリーガル・クリニクの教育の特徴について、ざっとお話をし、そして私が実務家教員と協働で担当しております外国人法クリニクの実施の様子を報告させていただきますと思います。

まず最初に、早稲田大学の臨床法学教育の特徴について、特にリーガル・クリニクの部門で重視している点を3つお話ししておきたいと思えます。1つは、本日のワークショップのテーマと直接関係することですけれども、実務教育について実務家が教えられるというスタンスをとっていないということが、早稲田大学の臨床法学教育の特徴であるということが言えると思えます。例えば私の外国人法クリニクに

つきましても、研究者教員である私と、そして実務家教員が客員教授という形で協働して担当しております。ですから、早稲田大学の臨床教育の特徴の1つというのは、まさに研究者と実務家がベアを組んで担当することにより実務と理論の両方の視点を持った教育に留意しているということが第1の特徴と言えらると思えます。

そして、第2の特徴は、これも今日のワークショップのテーマと直接的に関係すると思えますけれども、今ある実務をこうだということ、で学生に教えるということはないということ、すなわち、実務が現にこうあるということを学生に伝えるということ、当然の前提ですが、それに加えて、実務はどうあるべきかという問題意識を持って現在の実務を考えると、これを特教として扱います。これがどれだけ実現しているかどうかはまた検証しなければなりません。

そして第3の早稲田の臨床教育の特徴、あるいは目標としていることは、一種の大学付属の総合病院のような形のリーガル・クリニクを目指しているということです。大学の病院というのは決して通常の開業医で十分に対応できるような病気のケアを扱うわけではなくて、まさに医学の先端的な知識、あるいは技術をいなければ治せないような専門科目を持った病院というのが、大学の総合病院と位置付けることができます。早稲田大学のリーガル・クリニクというのは、8種類か9種類ぐらいあります。来年はもう1つ増やして、障害法クリニクというのをつくらうという話をしていきます。一般の民事、あるいは刑事のクリニクだけではなくて、これからお



話しいただきます榎村先生のやっておられます家事法であるとか、あるいは労働法、あるいはジェンダー法、憲法のクリニックスというのがありますし、そして知的財産法のクリニックスもあります。

このように、専門法のクリニックスというものを設置するということで、大学が持っている研究者の専門性、あるいは研究蓄積を活用し、大学でなければ、あるいは大学であればこそできる、より良い実務というものを目指そうとしています。もつとも、これがどれだけ実現しているかを検証しなければいけません。

以上、3つの特徴をまとめますと、研究者と実務家の協働、実務の改革を目指していること、そして、一般法分野だけではなくて、専門法分野にも意欲的な取り組みをしているということが、早稲田の臨床法教育の特徴と言えると思います。

その具体的な例として、私の外国人

法クリニックスというものがどういう活動をしているのかについて、お話をしたいと思います。このクリニックスで扱っておりますことは、主に2つあります。1つは、難民申請者への法律サービスの提供です。もう1つは、いわゆるオーバーステイになっ

ている人達への法律サービスの提供です。退去強制の対象になるはずの人たちでも、様々な理由から、人道的理由、あるいはもし難民ということになれば、送還先での迫害が待ち受けているということを理由に、退去強制が留保されることが考えられるわけです。

この2つの法律問題について、法科大学院の学生がどういような実務をやっているかということについて、簡単に紹介させていただきます。

難民の場合、その外国人が法務省に難民の申請のための書類を用意しなければいけないわけですが、自分がなぜ母国を逃げて日

本にやってきたのか、母国での迫害、すなわち生命・身体の自由が脅威にさらされるという状況について説明しなければなりません。そういう文書を難民自身、すなわち外国人がつくらなければいけないわけで、外国人本人だけの力では到底そういうものはいけません。そういった難民申請のため書類を、例えば難民支援協会というようなNGOなどの協力を得ながら、また、外国人問題、難民問題に力点を置いて実務をしておられる弁護士や補助者として学生が作成しています。そういった難民申請者の書類作成について、指導弁護士の監督の下に、学生が難民申請者の事情聴取を行います。そして難民の逃げてきた母国情報と言われるものについて調査をするといった実務をやっております。

また、裁判所に提出する陳述書の作成であるとか、法務省に難民申請者の申請書とともに提出する意見書の起案、あるいは法務大臣の難民不認定処分が出た場合、その不認定処分の取消を争う訴訟について、訴状の原案を学生が作成するという事柄が活動の中心としてあります。

他にもオーバーステイの外国人について、ほぼ同様に外国人依頼者に対しての聴き取りであるとか、あるいは陳述書の作成、あるいは意見書の起案等々を行っております。このような外国人法クリニックスの具体的な活動の中から、一般的に指摘されております臨床教育の2つの目的というのが十分に発揮されているのではないかと思います。今日は特にそれにプラスして、もう1つ重要な臨床教育の役割ということについてお話をしたいと思います。

すなわち、一般的に知られております臨床教育の目的というのは、1つは教育目的であり、言うまでもなく、法科大学院の学生に対しての教育の一環として臨床教育がなされています。そしてもう1つは、社会サービス、つまり本来ですと、自らのお金、資力では法律サービスを得られないような人達に対してリーガル・サービスを提供するという社会サービス、あるいは社会的貢献というのが、臨床教育の大きな目的であるというふうに一般的に言われております。教育目的、そして社会サービス目的という2つの目的が一般的な臨床教育の目的と言われております。それにプラスして、もう1つ重要な目的があると思えます。それは研究目的であると思います。

先ほどのシャーマン先生のお話にあった、臨床教育というのはソシオロジ・オブ・リーガル・プラクティス、つまり法実務の社会学という観点が必要であるという指摘があります。ソシオロジ・オブ・ロー、法社会学というのはもうすでに学問として確立しておりますけれども、ソシオロジ・オブ・リーガル・プラクティス、つまり、法実務がどのような形で行われているのかということについて、システマティックな研究は学問的蓄積がまだ十分でないと思えます。このソシオロジ・オブ・リーガル・プラクティスという視点とも共通することだと思えますが、私の指摘したい3つ目の臨床法教育の目的は、実務の実態に即した法理論研究であります。この研究目的というのは、例えば難民法というよう国際法の新しい分野、あるいは外国人に対しての差別についての司法審査基準など、様々な理論的な課題がありますけれども、そう

いった法領域について、実務の実態に即した理論構築を臨床法学教育に従事する研究者が担いうることであると思います。理論研究をしている研究者教員は、これまで実務家との接点が少なかったが故に、このような学問的な蓄積というのはそれほど多くはないと思います。

ですから、臨床法学教育は現代的問題を抱える法分野における理論の発展という研究目的にも資するというのが言えると思います。さらには外国人法クリニックに関わっていただいている実務家教員にとっても、その実務のあり方を改善・改革するという視点が当然に生まれてまいります。例えば外国人を依頼人としております外国人法クリニックの場合、特に言語の問題というのが大変重要な問題としてあります。もちろん通訳を媒介として様々な事情聴取を行うわけですが、その通訳をいかに有効に活用して法律サービスを行うのかという点については、システムクリニックな実務の考え方、あるいは理論というのはまだできていないと思います。あるいは外国人の依頼人を持つということは、ただ単に言語の問題だけではなく、その外国人依頼者の文化的な背景、それを十分に理解できるように感受性を持った法律家というものが重要であると思います。

このように、研究の側面については、理論研究だけでなく、実務研究によって実務家が現在の実務を改善していくという視点もまた生まれてくると思いますが、重要な臨床教育の目的だと思います。

最後にまとめさせていただきますと、臨床教育というのは、法科大学院における実務の導入というようなお話が、先ほど紙谷

先生のお話の中にもありましたけれども、もちろんそれに異論を唱えるわけではありませんが、導入だけではなく、まさに研究という視点を加えれば、理論の発展、あるいは実務の改革ということと結びつくわけです。これは実務への導入だけではなくて、実務をいかに発展させていくかという出口につながるわけです。法律専門職には出口などありませんから、臨床法学教育は、既に法曹資格を持った法実務家の継続教育ということにもつながる教育方法論であるといえるでしょう。臨床法学教育は実務の入口だけを指すのではなく、法曹の継続的な自己改革の態度を法科大学院の教育課程で養うものであるともいえます。

司会 宮川先生、どうもありがとうございます。それでは次に、梶村先生に家事クリニックについてお話し頂きます。梶村先生は、30年以上裁判官として働いてこられました。梶村先生、よろしくお願ひいたします。

梶村 梶村であります。私のほうからは、まず家事クリニックの現状についてお話しをし、次にその現状の中でどういうメリット、デメリットがあるのかということを中心にお話ししたいと思います。あと、理論と実務の架橋の問題については、いろいろ言いたいことがあるのですが、時間の関係で3番目のテーマのほうに回させていただきます。

ではまず、家事クリニックの現状をお話ししたいと思います。家事法クリニックは、民事クリニックの一環として独立して行われております。担当教員は実務家教員である私と、その他に研究者教員が2名おります。この研究者教員2名も弁護士登録はし

ております。ですから一緒の法廷に行くこともあります。

学生ですけれども、これは毎年春学期、秋学期に募集しておりますが、かなり希望者が多いのですが、こちらの体制もあって、大体6名から8名ぐらいしか採用できておりません。家事事件の特色からして、やはり依頼者が男性、女性いるいるなものですから、できれば学生のほうも男性の学生と女性の学生のペアで1組を組んで担当しております。

実際の事件の集め方ですけれども、主としてインターネットの広報で募集しているということ他に、この大学近くの新聞の折り込みの中に募集することもあります。大体クリニックに必要なケースは集まっておりますが、一般的にこういうところには無料法律相談で来る事件というのは、あちこち回ってきて結構問題のあるケースが多いということも確かでありま

す。ですから、本当は教育用のケースというのは実はあまり多くないということであらうな気がいたします。

法律相談の申込みがありますと、クリニック事務所の女性事務員が、この方は法律家ではないのですが、大体事件の概要等を電話、あるいはインターネット等で聞きまして、A4のペーパー1枚の簡単なものに相談者の相談の内容を書いていただきます。大体法律相談は毎週木曜日の授業の日、これが月に2回ぐらいです。それから月に1回ぐらい、土曜日の午後に相談日を入れます。相談日がいつかということはあらかじめ決まっております、その日の前に相談のケースは学生たちに知らされておりますので、簡単なA4のペーパー1枚に書か

れた相談内容を見て、学生は予習をしてくる。例えば相談内容の書かれたペーパーを見れば、この事件は離婚を求めているよう

だとか、離婚でどういふ点が問題となっているのだとか、このケースは離婚後の親権者の問題だとか、どうも面会交流を求めているようだとか、養育費も問題だとか、それからまた、このケースは遺産の分割をどうするかでもめているようだとか、あるいはこのケースは遺言が無効だと言っているようだとかいふ概要がわかりますので、学生はあらかじめその問題について予習をしてまいります。学生は、ほとんど毎回欠席することなくまいります。

当日の法律相談は、大体1ケースについて1時間半ぐらい時間を設けております。クライアントと面談する部屋には、教員側は実務家教員が1人と研究者教員が少なくとも1人、それから通常は男女各1名ずつの担当の学生、そのほかにあと2名ぐらい傍聴の学生を認めております。大体1部屋でこちら側は6人ぐらいが通常ですかね。

まず、教員側からクライアントに対して、この相談手続の概要を説明いたします。主として学生が事情をこれから聞くことになること、それから学生がここで聞いたことはすべて秘密が守られるということ、学生には守秘義務に違反した場合には罰則があるということも含めてちゃんと誓約書を取っていることなどをクライアントに説明いたします。そこでクライアントに対し、この手続でやることについて同意していただけますかということをお聞きします。そして、同意をいただいただけののであれば、同意書に署名をいただきます。その署名をいただければじめて相談に入るといふこと

になります。担当教員は、これから学生がいろいろ聞きませうけれども、どんなことでもいろいろ話してください。学生が聞き足りないことは、われわれがこうやって近くにいますから、随時教員のほうから聞くこともありますけれども、ともかくできるだけ正直に話してください。そうしないと正しい答えが得られませんという形でお話するわけですね。

いよいよ学生のほうから質問が始まります。大体30分ぐらいかけます。ほとんど90%は学生が聞くんですけれども、ちょっと不足するところはわれわれ教員が聞くということもあります。それで大体事案の概要がわかりますと、とりあえずクワイアメントには、控え室に一旦下がって待ってもらいます。大体30分ぐらいかけて、このケースの解決方法はどのような方法があるんだらうか、法律上どこが問題なんだらうか、さらに継続して相談が必要なんだらうかというようなことについて学生と相談をします。一定の結論が出ますと、大体30分から40分かかるのですけれども、クワイアメントをもう一度部屋に招きまして、あなたのケースはこういうところが問題である、解決方法としてはこういう方法がある、場合によってはこの2人の弁護士、先生たちが事件を受任することも考えられるケースだと説明します。あるいは、これはちよつと事件にはなりにくいので、あとはこういうふうにするべきだとか、そういう回答をします。これは主として学生のほうでやっていたできます。われわれ教員はそれを聞いていて、不十分なところがあれば、それを補うという形でやっていき、あつという間に1時間半は過ぎてしまいます。大

体多くのケースでは2時間ぐらいかかってしまいます。

以上が家事クワイアメントの現状であります。次にメリットについてお話ししたいと思います。まずクワイアメントからは、他の相談所にいろいろ行つたけれども、私の事件で2時間もかけてくれたのははじめてだと言われます。弁護士会に行つても30分打ち切られてしまつて、自分の言うことを聞いてくれなかつたけれども、ここではよく聞いて、私は満足したというクワイアメントの方が非常に多いですね。それから、相談に対する答えも先生方が付けているから大丈夫だと思えます、安心しましたとも言われます。つまり、クワイアメントは、非常に満足して帰るということです。ほとんどの人が感謝して帰るというのが実際であります。学生は学生で、いい経験をしましたと言ふ者が多い。果たして私は自分でクワイアメントに質問できるかどうかかわからなかつたけれども、私いい経験で自信がつかまつたということです。

それともう一つは、先ほどの紙谷先生の語にもあつたんですけれども、民事はやらと要件事実であります。要件事実というのは、私に言わせれば、そんなものは要するに骨皮筋骨髄なんですね。要するに、あばら骨の操縦りという批判があるくらいいろいろ問題がある。要件事実教育は必要なんですけれども、学生はいろいろ聞いていても、クワイアメントは要件事実なんかほとんど言つてくれないうけです。つまり、クワイアメントは、間接事実や補助事実さえもはつきり言つてくれることはなく、全く法律に関係のないことをずらずら話し出す。どこでそれを止めて、元の法律に関連

のあるところへ引き戻すかという苦勞をすらくらいですからね。だから要するに、このクワイアメントに参加することで、当事者から事情を聞くというのがどういうことなのか、当事者は何に関心を持っているのか、法律なのか、そうでないのかということが非常によくわかるということです。

それから、調停、審判は非訟事件であり、先ほどの紙谷先生の語にもありましたけれども、これには要件事実はありません。裁判所の職権で裁量ですからね。離婚とか親子関係不存とか認知などの人事訴訟事件は要件事実がありますけれども、非訟事件である調停、審判は要件事実がないわけです。ですから、そういうことも含めて学生が勉強できるということでもあります。

次にデメリットについてお話しします。教育のいいケースがなかなか選択できないということのほかに、あとは先ほどの紙谷先生の語にもあつたんですけれども、調停、審判は非公開なんです。家事事件はほとんど家庭裁判所なんです。が、離婚とか親子関係不存とか認知請求などの人事訴訟事件は、3〜4年前に家庭裁判所に移管されて、家庭裁判所の法廷で行われますので、学生も傍聴できるのですが、調停と審判は非公開なんです。ですから、学生を連れて行つても、学生が調停室や審判室に入ることができないという問題があります。司法修習生は入ることができるとは、法科大学院の学生と司法修習生とどこが違うんだらうというところで、われわれはいろいろ何とか傍聴させてもらえませんかということを頼んでいるのですが、どうも最高裁のほうの一貫した方針があるみたいで、どこも家庭裁判所も傍聴を許してくれませ

ん。

それから、もう一つ、これはある意味では基本的な問題かもしれませんが、リーガル・クワイアメントにあまりに熱心な人は、司法試験の勉強が疎かになつてしまふという問題があります。すなわち、司法試験の合格とわれわれのリーガル・クワイアメントの教育をどう結びつけるのか。逆に言いますと、司法試験は法科大学院の適正な教育の結果を反映できるような試験になつているのかという問いかけでもあると思います。とりあえずこの辺で。

司会 ありがとうございます。ご説明いただきましたことまだまだたくさんありますけれども、先ほどの紙谷先生のご報告で、日本のクワイアメント教育のいわば概観が明らかにされたと思います。そして今の宮川先生と梶村先生のご報告によつて、個々の具体的なクワイアメントがどういった内容のものであるかが、ある程度おわかりいただけたのではないかと思います。

これは、日本でもそうですが、クワイアメントという名前がついていても、その内容は非常に異なる場合が少なくありません。宮川先生と梶村先生のご報告をお聞きいただいで、シャーマン先生とフルフオーブ裁判官はどのような印象を持たれたでしょうか。イギリス側からの質問ないしコメントがあれば、ぜひいただきたいと思つています。

それでは、フルフオーブ裁判官、どうぞ。フルフオーブ イギリスの傾向としては、まだ教育を受けている過程にある学生が、クワイアメントに助言を与えること、そして本當の生の事件を扱うということに対しては消極的であるということが言えると思

ます。バリエーターが試験に合格して、最終的な実務研修の最終段階に入った段階で助言を行ったり、弁護を行ったりということを下級審において認めているケースはございますけれども、それは例外だと思っております。私の知識が欠けていたらシャヤ先生に補足していただきたいと思えますけれども、それは非常に例外的なケースだと思えます。イギリスでやっているとしたら、その段階だけだと思えます。それ以外にイギリスで学生が本物の事案を扱うというのは非常に珍しいので、そういう意味では日本のリーガル・クリニックについて非常に興味を持って拝聴させていただいております。

何点が質問をさせていただいてよろしいでしょうか。臨床教育のプロセスの中で、監督・指導が極めて重要な意味を持つてくるところなんです。学生の活動をどのように監督・指導していくかということです。今、家事事件についての臨床法学教育のご説明がございまして、その際にも教員が同席なさっているようなアドバイス、監督をなさるといふことございませぬけれども、外国人法クリニックにおいても、やはり教員が指導・監督するという体制になつていようか。

また、これに関連する質問として伺いたいのは、学生が作成した書面にはいろいろあると思えますけれども、それを受け取った裁判所や役所など、つまりその書面を使って事件を処理する立場の方々からのフィードバックは得られますでしょうか。

それから、実際に裁判ということになつた場合に学生のパフォーマンスが、十分な

基準を満たしているかどうかということについてのフィードバックを司法のほうから得ておられるかということを伺いたいと思えます。

ちよつと欲張りですけれども、もう1つ質問させてください。家事法クリニックに関してなんですけれども、家事法クリニックで扱う事案の中には、ものすごくセンシティブなものがありますよね。感情的になるケースも多いのではないのでしょうか。そこで伺いたいのは、依頼人は6~7人という人に囲まれているような質問を受けるわけですが、その際依頼人には非常にストレスがかかるんじゃないかということです。非常に話しにくい内容を6~7人の面前でなければならぬ。これがクライアントにとつてかなり心理的な負担になつていないかということについて、研究はなされているのでしょうか。

司会 少し誤解があると思うので補足しますと、学生は日本でも裁判所に行つて、自分の名前で依頼者を代理することは、もちろん認められていません。先ほど、報告されたのは、いわゆる法律相談における依頼者とのインタビュウという場面についてでしたが、それでは、そこで学生をどのようにに監督しているのかという問題と、それから、学生が作成した具体的な書類は、どのようにに行政ないし裁判所で扱われているのかということについて、それぞれ富川先生と梶村先生から簡単にお答え願えますか。

富川 まず外国人法クリニックの指導・監督の点ですけれども、ここでも家事法クリニックと同じように、学生が依頼人にインタビュウをするときは、常に法曹資格を

持った弁護士教員と、そして私は弁護士登録しておりませぬけれども、研究者教員として立ち会っていますから、指導・監督は2人の教員が常におります。

そして、フィードバックの問題ですけれども、そもそも臨床教育というのは、日本では社会的にあまり知られておりませんから、私が一緒に外国人法クリニックをやつております弁護士教員が、早稲田の法科大学院の学生の手助けを借りて書類を作成しているということを経験して、数年法律の改正で知つていうことを法務省入国管理局の中で知つていうことはまずないと思えます。ただ、例外的に、数年前法律の改正がありまして、行政手続の中で異議の申立があつた場合、参与員という制度ができて、難民問題について一定の知識、あるいはその分野の国際的な経験を持つてい

る人たちが、一般の民間人がその異議申立について聞くという手続が数年前できました。その異議の手続の中で、参与員が質問を難民申請者に対してする場所に、当然弁護士は同席できるわけですけれども、学生も同席させてくれるようにお願いしたことがあります。しかし、難民申請者の陳述部分は認められましたが、参与員による質疑部分は断られました。その点で私が一緒にクリニックを担当しております実務家教員の事務所に早稲田の法科大学院の学生がいるというところは、一定程度入国管理局で認識していると思いますが、どの程度学生が関与しているのかということについてはほとんど知らないと言えます。

司会 これは最終的な責任は指導教員が負う。指導教員の名前で書類は作成され、学生は教員の履行補助者として仕事に当たつていふということ、問題は生じないかと考

えているわけですね。梶村先生、どうぞ。

梶村 家事クリニックの学生に対する指導・監督は、学生が法律相談の事情聴取や説明をする際は、必ず最低2名の教員がそばについていて、問題があれば直ちに修正いたします。その場で指導・監督をしております。教員のほうから時々口を入れるということはありません。

それから、家事クリニックも準備書面などを裁判所に提出することがありますが、これはもちろん教員、弁護士資格のある教員名でやりますので、学生がつくったかどうかは裁判所にはわかりません。わかつたときには、私のほうから、いや、実はこれは学生が起案したのですよと言つたら、調停員が、これはよくできていますね、早稲田の学生はさすがに優秀ですねと言われたことがあります。

それから、法律相談の際に同席する人数の問題は、確かに深刻な問題です。私どもはそのことは非常に注意しております。学生が最低2名、それから教員が2名、場合によってはそのほか若干名の学生が立ち会つてもいいかというところは、最初のケースの募集の際にそういう条件を提示しております。ですから、こういう条件でやるけれどもよろしいでしょうかという形で同意をいただいております。

それから、手続を開始するについて同意書に署名してもらう際には、直前ですので、学生がいるところで署名してもらいます。これまで学生の数が多すぎるといふことで苦情が来たことはありません。当事者のほうから苦情はありませんが、私どものほうは、当然そのことはいろいろ配慮しております。例えば当事者のすぐ前には担当の学

生2人だけです。教員はもう少し離れたところで聞いておられます。他の学生2名は心理的負担にならないようにすることは、当然私どもは注意しているつもりであります。

司会 当然の疑問だろうと思いますが、シャーン先生いかがですか。このような日本でのクリニックスの内容をお聞きになって、シャーン先生が考えているクリニックスと何か大きな違いがあるのか。もしくは先生が考えられておられるクリニックスの1つの形であるというふうにお考えになるのか。簡単にそこについてコメントをいただければと思います。

今、シャーン先生からその問題については、2番目の柱と一緒に議論したいというお返事でしたので、紙谷先生は、第1の柱について、何かコメントございますか。

紙谷 ちよつとずれてしまふんですけども、1つは宮川先生に。アメリカのクリニックスは、先ほどのシャーン先生のお話にもありましたが、1960年代、1970年代の貧困な人とか、司法へのアクセスができない人に対するサービスが中心でスタートしています。今の外国人法クリニックスの場合には、かなりその理念に沿っているんですけども、早稲田の場合には国際契約交渉の臨床科目や、知財クリニックスとか、そういう意味ではクリニックスの社会的なニーズがないところはクリニックスをつくっているというの、ちよつとリーガル・クリニックスの理念とは矛盾しているのではないかと質問があります。

それから、梶村先生に。これは質問というわけではないのですが、アメリカの判決

の中で、いわゆる州が課している司法試験とロースタールの教育とは目的が別だから、ということを書いているものが幾つか出ています。その辺について日本は司法試験とロースタール教育の目的が一緒だと考えているのですけれども、何かそのことについてのコメントがあればと思います。

司会 それでは、宮川先生、梶村先生、順番にお願い致します。

宮川 まず、社会貢献という点について、早稲田のたぐさんのクリニックスというのが、必ずしもそのすべて社会貢献モデルに合っていないのではないかとこの指摘だと思えますけれども、私は、早稲田のクリニックスの全部がその社会貢献モデルに合う必要はないというふうに思っております。クリニックス、臨床法学教育というものは、様々な形で発達するものですし、あるいは発達しなればいけないというふうに思っております。ですから、アメリカのスタートの時点で社会的な貢献というのが重視されたとしても、臨床法学教育という方法論でより効果的な教育ができるという分野があれば、社会貢献という目的にこだわらないクリニックスがあってもいいと思います。

その1つとして、早稲田ではもう既にシミュレーションという方法を使ってではありますけれども、国際契約交渉のクリニックスがあります。また、基本的にはエクスターンシップのような形で行いますけれども、この秋にはもう1つ新しいクリニックスとして簡事クリニックスというものを設置しようと思っております。そのようなことで、必ずしも社会貢献モデルにすべてフィットする必要はないと思っております。

梶村 家事クリニックスの場合は、お金のある人のケースは、原則としては受け付けておりません。例えば何億という遺産がある人の遺産分割をわれわれがやる必要がないわけで、それは自分で弁護士を選任してやってくださいという他に戻しております。

それから、司法試験との関係。これは非常に難しい問題で、私もよくわからないです。早稲田のクリニックス科目は、文科省の時間計算どおり、90時間で2単位なんです。時間は、予習、法律相談、それから復習に合計90時間を費やす。タイムシートを書いてもらっていますので、大体学生は90時間をこのクリニックスに使っております。ところが、これが必ず司法試験に結びつくような形で生かされているかどうかは、学生の間でかなり疑問があるというところですね。ただ、今年の民事の司法試験の問題は、たまたまクリニックスで取り上げた相続開始後の遺産不動産の賃料をどうするかというようなことでした。あれを見て、たまたまですが、やっぱりクリニックスも結構司法試験に役に立つんだと思います。しかし、一般的には早く司法試験に受かりたい人は、リーガル・クリニックス、臨床教育を敬遠するという傾向は否定できない。これをどうするかということが課題である。私もよくわかりません。

司会 ありがとうございます。日本の臨床教育についての議論が続いたところで、今度は第2の柱に移りました。先ほどシャーン先生にご紹介いただいたウオーリック大学のクリニカル・プログラムについて、もう少し詳しい話をシャーン先生からお伺いしたいと思います。

シャーン ありがとうございます。私が関わっていた1974年から1990年までの16年間のウオーリック大学のプログラムをご紹介したいと思います。それで以降、時代が変わっていきまますので、私がお話しするのは昔の経験だということをお断りします。

まず、どのような学問分野であったとしても、たった1つの正しい答えがあるわけではないということをおきまします。臨床教育についても絶対というものはないのであって、時代、場所、状況が異なれば、これがベストだというモデルが複数あるはずなんです。ですから、私が申し上げることが唯一絶対正しいとは思わないでください。また私が、日本でやっていたしやる臨床法学教育の方法とは異なることを述べたとしても、それを日本の方法に対する批判とはとらえないでください。ウオーリック大学では違うモデルがあったということです。

では、ウオーリック大学の臨床プログラムについてご説明いたします。このプログラムには3つの要素が入っていました。法学生を取るための3年間の学部の課程において、学生は、1年次には臨床プログラムを履修することができませんでした。履修が認められたのは第2年次からです。これはIP1、リーガル・プラクティス1と呼ばれるしていました。このIP1におきましては、第1期ではイントロということで、実務の技能、理論上の背景、あるいは倫理の様相、また、どういう形態で実務が行われるのか、臨床プログラムはどういうふうに行われるのかという話が扱われました。このイントロ部分は重要です。臨床プログラ

ります。つまり、依頼者から聞き取りをし
ているとき、依頼者は関係のないこともず
いぶん喋るということです。大体の法律家
は、依頼者は放っておくといくらでも喋っ
てしまうと思うでしょう。私もはじめは依
頼者は無駄な話が多いと思ったんですが、
先ほどリサーチが大事ですと言いましたよ
ね。だから、学生ではなくプロの弁護士が
聞き取りをしている170の面談を記録い
たしまして、どうやってクライアントとや
りとりをするのか、どうやってケアを提供
するのかというリサーチを行ったんです。

それで、170もの初回の面談、インタ
ビューのビデオを見たところ、やっぱり関
係がないこと、無駄なことをクライアント
は喋っているなど思いました。そこである
とき私は、45分間喋り続けている女性の
依頼者のビデオを教育に使い、クライアント
の中には無駄なことをべらべら喋り続け
る人がいるんだよと教えたことがあったん
です。でも、いつも1人だけ変わった学生
というのはいはるものですね。教室の後ろの
ほうにいた男子学生がもう一回そのビデオ
を見たいと言いました。今度はゆっくりビ
デオを見せたいと。そこでもう一度見
直してみますと、もう私のほうが負けま
した。この女性のクライアントが45分間
しゃべり続けたことの1つ1つには関連性
があつたんです。そのときにはその関連性
がわからなかつたんですが、別の質問に対
しては関連性があり、3週間後、6週間後、
あるいは何か別の事態が発生した場合に
は、絶対知っておかなければいけないこと
をそのクライアントは喋っていたんです。
ところが私には、私が考えている話を彼
女の口から聞きたい、クライアントにこう

喋らせないという思い込みがあつたんで
す。そういう思い込みが外れているという
ことを教えてくれたのが、後の席に座っ
ていたその男子学生でした。そして、他
の事件ももう一回見直しました。そうす
ると驚いたことに、確かにクライアントは
脱線することもありますが、話しているこ
との大半は実は無駄なことではなかつたの
です。法律的に見て関連性はないと思うか
もしれませんが、依頼者が何を必要
としているかということを理解するため
は、その喋る内容すべてに関連性があるの
です。ロイヤーは絶対賛成してくれないと
思いますが、クライアントは無駄なことば
一言も言いません。

司会 いかがでしょうか。梶村先生、宮川
先生のほうから、ウオーリック大学のプロ
グラムについて質問があるうかと思いま
すが、宮川先生、どうぞ。

宮川 意見とありますが、感想なんですけ
れども、科目が構造的に組み立てられてい
て、特に最後のLP3というのがリサーチ
に重点を置いているということが、学生に
法実務がどういうものであるのかというこ
とをより客観的に距離を置いて考えるとい
う機会になつているということで、いい試
みだなと思います。

司会 梶村先生はいかがですか。

梶村 私も、さすがに先進国イギリスのや
り方は、きちんと理論的に整理をしながら
やられているということについて、われわ
れもまだ始まって4~5年ですけれども、
学ぶべき点がたくさんあると思います。

最後の、当事者がいたらだと話す内容は
決して無駄ではないんだということについ
て、私も全く同感です。決して学生に対し

てこれは無駄なことだとは言っておりませ
ん。これ大事なことなんだよと言っており
ます。しかし、私どもは全部聞いている時
間はないよねということ、その場を収め
るしかない。非常にいい指摘だと思いま
した。

司会 1点だけ、私から質問させていた
きたいのですが、このウオーリック大学の
プログラムは、学部学生向けのプログラム
ですから、参加している学生のすべてが法
律家志望というわけではないと思うので
ね。それにもかかわらず、学部での法学教
育にこのような臨床教育のプログラムを導
入されていることは、どのように理解した
らよるしいのでしょうか。法学教育一般
つまり専門職を育てるかどうかと関係な
く、臨床教育プログラムが法学教育一般に
とって意味のある教育方法であると考え
られているのかなと思うのですが、いかが
でしょうか。

シヤー 非常にいい質問だと思います。イ
ングランド、ウェールズにおいては、学生
の約50%が最終的にはソリシター、ある
いはバリスタになるわけです。正確な数
字は持ち合わせていないのですが、これも
実感としてはこういうことだと思います。
私の感懐では、学部の法学教育を終える前
の学生の約9割がプロのロイヤーになるこ
とを一度は考えるということがあると思
います。私が話したクリニカル・コースが必
ずしもロイヤーになる人のためだけではな
いということも申し上げました。クリニカ
ル・コースを終えた人のその後の進路を追
跡調査したわけではありませんが、数
百人がソリシターになっていますし、裁
判官になったのが1人います。それから2

~3人が自分の事務所を開いた人もいま
す。なかには検察官になった人もいます。
それから少なくとも6~7人研究者にな
つた人がいます。研究者になつた人の中
でも、まず実務をやった人もいます。実務をず
つとやりたいということではなくて、研究者
になる前に1回実務をやっておこうとい
うことで実務を経験した後、研究者にな
つた人も何人かいたかと思えます。この人
たちにはその時の実務経験が役に立ったと思
います。

クリニカル・コースは、必ずしもロイヤー
を育てるためだけのコースではなく、法律
や法実務を理解してもらうためのコースと
いう位置付けです。だから、ロイヤーのた
めだけのコースではないんです。

司会 さらに質疑を続けたいところなの
ですが、もう時間が残っておりませんので、
最後の第3の柱、一般的に法学教育におけ
る研究者と実務家の協働作業をわれわれは
どのように考えたらいいのだろうか。そも
そも本当にそういう協働作業は必要なの
でしょうか。先ほど梶村先生がここではど
うしても発言したいと仰っていたので、まず
梶村先生に話をしていたら、その梶村
先生の発言に対するコメントを他のパネリ
ストの方からいただくという形で議論を進
めていきたいと思えます。

梶村 私は、司法修習の期からいつたら
23期なんですね。すなわち、戦後司法修
習が始まって23回目の入学者であり、卒
業生です。現在は60回生ぐらいになつて
いるわけですね。だから現在は、戦後およ
うどわが国の司法研修所ができて60年
なるという節目の時代です。私は、40年
前に司法研修所に入って、それからすぐ裁

判官になったわけですが、その当時の裁判官あるいは実務家の認識として、学者との間の関係についてよくこういう話を聞きました。学者の話を聞いていると、われわれ裁判官はまだ外国の制度も知らないし、法解釈についても未熟だから、大学の先生の話をよく聞かなければいけない時期だよね。そういうのが一般的な認識でありました。

ところがその後、10年経ち、20年経ち、裁判官の意識は変わってまいりました。どういうことかという、最近の学者の先生の話のことについてまらぬ、全部われわれが勉強しちやうたことしか学者は言っていないんじゃないかということです。裁判官と違う学者のメリットと言えば、学者、研究者は大抵外国に留学して、外国の制度に詳しいところをいろいろいだよ。しかし、裁判官だって10人のうち2人が3人も留学しているんですよ。ですから、外国留学の点でも、法の解釈の問題でも、学者から勉強するところはないう話

が、ここ10年ぐらいの間に、ある意味では裁判官の常識になってしまったのですね。問題は、それは一体何を意味するかということ。私どもが司法研修所に入った頃、例えばいろいろ私法学会とかそういうところに行ったときの議論で、おもしろい言葉聞きました。というのは御用学者という言葉がありますよね。要するに、当局の都合のいいように、要するに気に入ることばかりをやっている学者のことです。司法試験の委員になったり、その他公的な審議委員になったりするためには、むしろそのほうが好都合だというのがおそろくあるんですよ。

うね。

しかし、当時は御用学者という言葉は、いわば学者にとって一種の蔑みの言葉だったはず。つまり、一流の学者ではないという評価がありました。けれども、最近では御用学者という言葉が聞かれなくなりました。最近そういうこと聞きますか。聞かないでしょう。なぜなら、多くの学者が御用学者になってしまったからです。つまり、当時は御用学者がごく少数でした。しかし最近では、ほとんど御用学者になってしまったというのが私のはっきりした印象です。これについては反論があるでしょうから、当然反論してください。

それから、法科大学院制度は、それに輪をかけていろいろ問題があるということなんです。というのは、民事でいえば、先ほど紙谷先生の話がありましたけれども、要件事実教育はいろいろ盛んですけれど、学者の先生方は要件事実教育を知らないんですよ。学者は、要件事実教育を知らないものだから、実務家から勉強するのが一杯で、到底今の学者は要件事実教育について批判する学力も能力もない。はつきり言っておくべきです。これは相当学問にとつて危機ではないか。あるいは大学の自治にも影響するのではないか。あるいはその他、いろいろ問題が生じてきているのではないかという感じがしないでもありません。

だから、要件事実教育については、私自身は昔から自分で実践してきただけに問題は自分で自覚しています。つまり、生の事件なんというのは、要件事実だけで解決できるものじゃない。いろいろな間接事実が大事であって、当事者は、少なくともそ

うことを非常に主観的には問題にしているのに、要件事実だけで判決されたら、当事者はたまったものじゃないという一面が少なくともある。

ただ、もちろん要件事実教育の意義は認めます。とんでもない訴訟指揮やとんでもない判決が出ないようにするためには、要件事実教育はやっぱり基本的には必要だと思います。しかし、若い裁判官がうに世間も知らずに、要件事実教育だけで育つて、それで判決書いたって、当事者が納得できない判決を書けないです。最近そういう判決を時々見受けられます。

よく医者の世界で、手術は完璧だった。成功した。しかし、患者は死んだということがあるんですよ。判決も、要件事実論からいったら完璧だった。しかし、結論が間違っていたということがないとは言えない。そういうことを考えると、学者は実務家に対してもっと批判的になれ、それだけの能力と意欲を持って、そんなことできないよう学者、研究者なんて言うなというのが、私の極めて刺激的な発言であります。

司会 ありがとうございます。協働のあり方を議論する前に、研究者のあり方自体に対する、非常に厳しいご意見をいただきましたが、あまり時間もありませんので、どなたからでも、梶村先生のご発言に対するコメントでもかまいませんし、別の課題でも結構ですので、それでは、紙谷先生どうぞ。

紙谷 私も要件事実教育について、ちょっと言いたいと思っておりました。単純に言えば要件事実教育の問題は、訴訟手続について実体法学者が非常に鈍感だから起こっていることです。立証責任がどこにあるの

かというのははっきりさせていない実体法の教え方に問題があるのではないかということ。私は授業のときに、訴訟というのはデニスと一緒に向こうのコートに入れたほうが勝ちだという仕組みになっているという単純な説明をします。そうしないと、学部生はなかなかかわりません。どちらが何を言うべきかという立証責任の問題は、やはり事件の決め手になると思うんです。そういう意味では、ごく当たり前のことをなぜそんなに大騒ぎして議論しているのだろうかというのが、私の要件事実教育に対する素朴な疑問なんです。

でも、たとえば訴訟で誰がどのような形で理論を援用するのかについて、今まで研究者が鈍感だったからということがあるかと思えます。研究者が仲間内でしか話をせず、同じ分野の研究者しか相手にしていないということが最大の問題であるということと、それから何か違ったことを言うことに汲々としているということも問題かなと思います。

以上が、日本の実態を知らない外国法学者の私が思っている要件事実と事実認定に關してのコメントです。

別の論点で、さっきの話にちよつとだけ戻るのですが、宮川先生が社会貢献とクリニツクの話を読んだとき、変わつていくのではないかとこのように仰ったんですが、私はむしろ、先端の問題に取り組むこと、つまり普通のロー・フームではできないような議論をすることも大学だつたらできるのではないかと思っております。例えば、私の念頭にありますのは、アメリカのコピーライターのターム・エクスプレッション、期限延長法に關してかなりの研

究者たちが中心になって訴訟を起こしたという事です。ああいうものはむしろ大学のクリニックが中心になって、テス・ト・ケースというか、問題提起をすることもクリニックとして非常に大きな意味を持っているのではないかと思います。そのために大学の研究者が英知を集めて訴訟をつくっていくということも重要ではないかと思えます。そのようなクリニックのあり方を否定しているわけではないということだけ付け加えておきます。

宮川 梶村先生の大変刺激的なコメントについて、1点だけ申し上げます。これは実務家と研究者の分離という問題ではなくて、特に裁判官に対して実務の弁護士の人たちが大変に批判的であるということとこの3年ほど外国人法クリニックをやっている中で実感いたしました。それは特に外国人にかかわる法律問題は、いろんな場面で国際法に関する事件が多いんですね。日本では国際法というのは、憲法が頂点にあって、そしてその次に来るのが国際法で、そしてその次に法律が来るわけで、国際法は法律よりも優越した法的効力がある。それにもかかわらず、弁護士が国際法を援用した議論をしても、裁判官は全く聞く耳を持たない。その意味で裁判官たちにはよりチャレンジングであってほしいなと思えます。そして、チャレンジングであるというのは、新しい法理論の発展、特に国際人権法、国際人権条約といった新しい法分野の発展にチャレンジングであるということが必要ではないかというふうに思いました。**司会** いろいろ話が出てきて、コーディネーターのコントロールの能力を超えている気がするのですが、今行われた議

論は、ある意味で現在の日本の実務家と研究者との関係を示している1つの議論だろうと思います。

シャーン先生、フルフォード裁判官、今までの3名のパネリストの方たちの議論をお聞きになって、何かコメントがございましたら、ぜひお願ひいたします。

フルフォード 1点だけ言わせていただきますと思います。私は裁判官ですからとても偏っていて、ある独特の見方があるというところをはじめにお断りしておきます。これまで、この5年間非常勤だったんですけども、パートタイムの判事として10年間世界を見ているのですけれども、全世界的には学者、研究者と実務者のコラボレーションが増えている傾向にあると思えます。

臨床法教育について一言申し上げますと、臨床教育が裁判所の人口の前で止まってしまうということはつきりしています。つまり、準備活動はできるけれども、本当の弁護活動はできないわけです。しかし、実際の要求としては、法廷に出る弁護士として弁護活動をする人がほしいということとです。しかも、どういう質問をするべきかわかっている人、どういう枠組みで質問をするべきかわかっている人、どういう書面を出さなければならぬのか、またその書面をどう書かなければならぬのかをわかっている人がほしいんです。これはどの国でもそうだと思いますが、生の事件を実験に使うわけにはいきません。そこで、できる限りのことをして、実際の法廷のような環境をつくる。そして、事件をどのように扱うべきであるかを学生に教える。つまり、学生が法廷で本当の弁

護活動をするような場をつくるべきだと思います。イギリスではまだ限定的ですけども、可能な限りやっております。つまり、本当の裁判官が、学生の手助けをして弁護活動を教えています。そして、学生が弁護活動をしなくて、本物の裁判官がある特定の問題、争点を取り上げて、何が間違っていたかを説明をした上で、こうだったらいいのではないかとというデモンストラーションをするんです。そして、学生にもう1回やり直しをさせるんです。このようなデクニックを教え込むことをイギリスで行っています。これは生のケースを使うのと似ていると思うんです。それによって、学生が本番に備えるようになります。

この最後の点ですけれども、これは日本に特に参考になるのではないかと思います。なぜかといえば、刑事事件において裁判員制度が導入される目前だからです。裁判員制度が始まるのであれば、新しい技能が弁護士に求められます。つまり、これまでは専門家である裁判官の前だけで喋っていたんですけれども、しかし同じ話し方では裁判員には通用しません。法律家ではない人々にはこれまでも同じ言葉では通じない。私のコメントがそのままあてはまるかどうかわからないのですけれども、イギリスの裁判官の気持ちで見ると、日本では法廷に出る弁護士が裁判員と裁判官の前で喋る再訓練が必要であり、それがとても重要だと思います。

司会 シャーン先生、いかがですか。何かコメントございますか。最後ということになりますか。

シャーン 医学教育の初日は死体を見ることから始まるのです。これが医者を目指

する者の解剖学の第一歩ということになります。しかし、カナダとイギリスの医学学校では、初日を解剖学から始めるのではなく、生きた患者さんと接することから始めるのです。そのときには当然医師の資格を持つ指導教員が立ち会います。皆さんが若い医学生であるとして想像してみてください。医学教育が死体から始まる場合と生きた患者さんから始まる場合とは、いかに違うのでしょうか。

ではロイヤルはどうかでしょうか。法学教育が既に他のロイヤルによって結論の出された事件ではじまるのと、自分とテーブルをばさんで、生のクライアントがいたらどうでしょうか。臨床教育というのは、そこから自分で学ぶことができるのです。これは、良いロイヤルを育成する上で非常にすばらしい試みだと思います。ぜひ成功裡に進めていただければと思います。

司会 すばらしい発言をいただいたと思います。それだけいろいろな議論が出ておりますので会場の皆さんからも、ご質問、ご意見があるかどうかと思います。時間を少し延長させていただいて、会場からご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

参加者 シャーン先生のスピーチの中で、クリニカル・エデュケーションが、最初は1970年代の貧困への対処から始まりつつも、その中の技術が抽出されて、今他の法分野でもその技術が必要とされているのではないかとということについて問題提起があり、大変刺激を受けました。

質問ですけれども、確かに貧困問題への関心と、それから例えばビジネス法務への関心とは分かれていて、かつ学生の中でもそれぞれに関心分野、あるいは志望分野が

分かれてくるわけですが、法律の理論的なことを勉強するのに逆行して、なおかつ実際の依頼者、あるいは実際の社会がどうなっているかということをおぼくが重要な点が残っていると思います。そういう意味で、ジャー先生が例えばクリフノート・チャートなどでビジネス・ローをやっておられたなかで、クリニカル・エデュケーションで勉強する値打ちがあると考えられる部分があるのか。それともあまり関係がないのか、コメントいただければと思います。

ポートもえられないことになり。それゆえ、無償の法律扶助はそういう人たちのためにも必要だと思います。世界のコメント・ローの諸国で法律扶助は今枯渇しつつあるのですけれども。

ただ、先生が仰ったとおり臨床法学教育の方法はビジネス・ローでも、どの分野でも使うことは可能なんです。

私もいろいろしやれば、最後にもうお一人ご質問いただいてもいいかと思えます。参加者 イギリスでは法学部3年を終わりました法律専門職課程に進むというのが、イギリスの基本的なシステムであるということですが、法学部を出ない学生も相当の者が1年間の集中トレーニングを経て法律専門職課程に進むというシステムが機能しているというふうに聞いております。そういった人たちもロイヤーとして仕事をしているというふうに聞いております。私の質問は、こういった法学部を出ない人たちの割合というのは減っているのか、増えているのかということが1つです。

それから、法学部を出ない法律専門職課程に進んでロイヤーになった人たちというのは、法学部を出てこの課程に進んだロイヤーたちと比べて質的あるいは能力的に違いがあるのかどうかという点についてお伺いできたらありがたいと思います。

私は、1960年代と比べると今臨床法学教育のハート、目的が見失われているのではないかと思えます。今仰った今日の貧困者はどうなるのかという問題はとても大事だと思えます。法的な権利保障が弱い人たちについて、考える必要があります。インフラソフトでは、今社会が急速に変化しておりまして、われわれが言うところのポスト・モダンの社会とでもいいますか、もはや福祉主義の終焉の時代なのです。そこでは、もはや法律扶助は無償で提供するべきではないとか、福祉の中で法律扶助は必要がないとか、そういう話題が出ています。いずれにしても、もはや無償の法律扶助はいらぬのではないかという傾向がインフラソフトでは強くなっているのです。

それから、法学部を出ない法律専門職課程に進んでロイヤーになった人たちというのは、法学部を出てこの課程に進んだロイヤーたちと比べて質的あるいは能力的に違いがあるのかどうかという点についてお伺いできたらありがたいと思います。

私もいろいろしやれば、最後にもうお一人ご質問いただいてもいいかと思えます。参加者 イギリスでは法学部3年を終わりました法律専門職課程に進むというのが、イギリスの基本的なシステムであるということですが、法学部を出ない学生も相当の者が1年間の集中トレーニングを経て法律専門職課程に進むというシステムが機能しているというふうに聞いております。そういった人たちもロイヤーとして仕事をしているというふうに聞いております。私の質問は、こういった法学部を出ない人たちの割合というのは減っているのか、増えているのかということが1つです。

それから、法学部を出ない法律専門職課程に進んでロイヤーになった人たちというのは、法学部を出てこの課程に進んだロイヤーたちと比べて質的あるいは能力的に違いがあるのかどうかという点についてお伺いできたらありがたいと思います。

私もいろいろしやれば、最後にもうお一人ご質問いただいてもいいかと思えます。参加者 イギリスでは法学部3年を終わりました法律専門職課程に進むというのが、イギリスの基本的なシステムであるということですが、法学部を出ない学生も相当の者が1年間の集中トレーニングを経て法律専門職課程に進むというシステムが機能しているというふうに聞いております。そういった人たちもロイヤーとして仕事をしているというふうに聞いております。私の質問は、こういった法学部を出ない人たちの割合というのは減っているのか、増えているのかということが1つです。

しかし、残念ながら、今でもやはりお金を払うことができない人々に対する配慮が必要で。この人々は、必ずしも社会の最底辺の人とは限りません。しかし、最底辺より少し上の人であって、弁護士費用を払うことができないという人たちは何のサ

位を取りながらでもロイヤーになれるという考え方は、非常によいと思います。ただ、できれば資格を取る前にもう少し法律にかかわってほしいなと思います。

でももう1つ、さらに気になる点があります。それは、法律専門職における人口構成の問題です。要するに実際に法律専門職に参入する人々のバックグラウンドにかかわる問題です。といいますのは、やはりCPE (Common Professional Examinations) という1年の集中的な転換コースに行くにも、あるいは法学部生で勉強して、そしてその上で、ソリスター志望者のIPC (Legal Practice Course)、あるいはバリスター志望者のBVC (Bar Vocational Course) に行くにしても、とにかくお金がかかるのです。商法分野の大手法律事務所が、法学士号を持たず法律専門職の資格をどうという人々を雇用するわけです。なぜこのような雇用形態になるのか。当初はその理由はつきりしておりませんでした。実はこういった人々は、実は社会的バックグラウンドとして、商法分野の法律事務所のロイヤーと同じ社会的バックグラウンドを持っていたからです。

この問題についてロー・ソサエティが6年にわたる調査を行いました。そして、1つ判明したのは、1990年代の半ばのことですので、いまだにこれが当てはまるかはわかりませんが、法律以外の分野で優秀な成績で学士を取る人々は、pupillage (バリスターの見習い制) や traineeship (ソリスターの見習い制) の採用面接で良い扱いを受けることができたのです。法律とは全く違った分野の学位を持って、法律専門職に参入するというのは結構だと思っております。

ただ1つ、注意するべき点があります。確かに参入自体が完全に見習い制という形で行われているわけですが、要するに既存の法律専門職、既存のロイヤーたちが将来のロイヤーの選任に当たるといふ入口の状態は、いまだに変わらないうわけです。正しい基準に則ってその判断をしていくことを期待しておりますが。

フルフオーード 正確な数字は持っていないんですけども、割合が増えているのか減っているのかについては、感觸としてはおそれなくあまり変わっていないのではないかと思います。多分イギリスにおいては紳士であるアヴチュアというものに価値を置く考え方がいまだに残っていると思います。つまり、非常に有能なんだけれども、必ずしもそれを専門職として追求しないという伝統です。そのことの表れの1つが、ロイヤーになる1つのアヴローチです。学業成績で優秀であるということとを証明できれば、それで十分であり、ロイヤーになるためにそれほど時間をかけなくてもいいという考え方があられるわけです。私は大学で歴史を修めたので、私はこのシステムは非常にいいシステムだと思っております。

司会 法学部がありながら、一方で法科大学院には他学部の学生を受け入れるという日本のシステムにとって、非常に示唆に富んだご回答だったと思います。

それでは、まだ他にもご質問があるうかと思いますが、これでパネル・ディスカッションを終わらせていただきます。

それでは最後に、閉会の挨拶を比較法研究所の所長である戒能先生にお願いいたします。

ます。

戒能 須網先生、どうもありがとうございます。このワーキングショップは、科研費臨床法学グループが主催され、これを臨床法学教育研究所、法務研究所、そして比較法研究所が共催いたしました。私は比較法研究所の立場から閉会のご挨拶をさせていただきます。このワーキングショップの企画が決まりましたのは、昨日行われました比較法研究所の創立50周年記念式典の前でありまして、私がこのワーキングショップの代表としてイギリスに派遣されました。スピーカーをリクルートせよということで、私の親友でありますアフロム・シヤール先生と相談しました。なぜ私がアフロム・シヤール先生のところへ行っただかは、今日のお話でおわかりだと思っておりますが、シヤール先生はイギリスにおけるクリニカル・エデュケーションの本当にパイオニアであり、理論家なんですね。

ご存じだと思っておりますが、イギリスというのは、フルフオーダー裁判官が言われましたように、そもそも大学において法学教育が行われるようになりましたのは、むしろ非常に最近のことです。もともとはロンドンにありますインズ・オブ・コートというバリスターの機関で、司法試験を受けに来る地方の人がそこに泊まりながら、先輩からいろいろなことを教わって、バリスターになつていくという弁護士の仕事で、大学なんていらぬのですね。今日は大学と実務、つまりインズ・オブ・コートとの関係については、先ほどシヤール先生が仰ったように、それがイギリスにおいて大きく変わりますが、これは1980年代です。当時のいわゆる司法改革の時代の中で

た皆さんのバリスター、ソリスターをつくらなければいけないということになって、そこで大学というのが法学部を持つていまして、実務界から大学に要請があった。これはわれわれの状況に非常に似ているわけですね。ですから、従来は大学と実務の関係は、イギリスではそれほど緊密ではなかったのです。このような事情から実務界から大学へ要請があったということですね。

もう1つわが国と似ているところは、プロバビリゼーションとか言いますけれど、ロイヤルを増やさなければいけないということになぜなつたかということですが、このことは、シヤール先生の仰ったまさにロジック・オブ・リーガル・プロフェッションの問題でもあるのです。我田引水ですが、まさに比較法学の課題としても十分解明すべき課題だと思っております。日本は、そういう背景のなかで司法制度改革審議会が法科大学院をつくらうという勧告しましたら、これはあつたという間にできたわけですね。私はその辺は非常に批判的なのですが、大学が望んで自らこういうものをつくらうと考えてやったというふうには必ずしも言えない。むしろ、そういう国家政策ができてきたので、それに乗つたということではないかと思えます。つまり、内在的に大学の法学教育のあり方とか、法学部のあり方とか、司法試験予備校の問題とかいろいろ議論がありまして、大学自身がブラクテイアとどういうふうに関連しようかと、ブライクテイアを大学の中でどう教育の中に入れたらどうかとか、どういう議論をつくるかということも議論した上で法科大学院ができたわけではない。これは残念ながら事実と

してそうであつたわけですし、今私は、いろんな意味でちょっと立ち止まって考えたほうがいいのではないかと時期に来てきていると思つております。法科大学院ができてからの4年間というのは非常に短いですけれども、この4年間は大変な激動だつたと思つておられます。梶村先生がみんな御用学者になつたしまつたということを言われて、ショップだと思つたのですが、私はやっぱり法科大学院が大学につくられたというのが大事だと思つたのです。これは皆さん仰つたのですが、やっぱり大学が法曹養成、リーガル・プロフェッションの養成にかかわる。ですから、大学がしっかりしなければ、大学が大学でなかつたら、これは全然意味がないわけです。大学が大学であるというのはどういうことか、また大学は現にそうなつていくのかということが、おそらく梶村先生が仰りたかつたことだと思つたのですが、これが今日、一番根本的な問題になつてくるのではないかと思つたわけですね。

イギリスにおけるリーガル・プロフェッションのクリニカル・エデュケーションとすることが今日のメイン・テーマでございます。アフロム・シヤール先生はソリスターであり、サム・アトリアン・フルフオーダー裁判官はバリスターであり、イギリスにおけるリーガル・プロフェッションの両陣営のチャンピオンです。そのお二人がこのワーキングショップに来てくださったということは、われわれにとつて非常に光栄だつたと思つております。それと、昨日の比較法研究所の創立50周年式典でも言いましたが、必ずしもこれまで緊密でなかつたイギリスの法曹界、司法界と日本の大学、あるいは日本の司法界が結びつく1つのきっかけを持

たことをうれしく思います。この会場の名に冠されている小野梓というのは、まさにイギリスの法学を身に付けて早稲田大学をつくられた人ですから、早稲田大学はイギリス法学会と非常に緊密なわけでありまして。しかし、これまで必ずしもその関係を表現できなかったというのをこの50周年を機に大きく転換したいという願いを込めて、シヤール先生とサム・アトリアン・フルフオーダーというような極めて著名な裁判官に来ていただくということができたことを非常にうれしく思つておられます。

フルフオーダー裁判官は、いろんな事情があつて、個人負担でこのワーキングショップに来ていただいております。もちろん多分費用はイギリスの裁判所が出しているのだと思つておられます。イギリス又政府・裁判所にもお礼を申し上げなければなりません。アトリアン・フルフオーダー裁判官は非常に忙しい日程の中、このワーキングショップと比較法研究所の式典のために来ていただけたということ、非常にありがたく思つております。

実は、シヤール先生のロンドン大学高等法学研究所は創立60周年だというふうに伺いました。われわれの研究所よりも10年先輩なのですが、私は、比較法研究所の所長として、法科大学院ができたのを契機に比較法研究所に1つのプロジェクトを立ち上げました。それは今日ここにいらつしや上柳敏郎先生をキャップにして、理論と実務の協働というテーマでプロジェクトを立ち上げまして、既に数回講演会などをやっております。今上柳先生を中心に、浜田隆一先生にも協力していただけて、司法改革というテーマで最新の動向を比較法

研究所のホーム・ページにアップするため
の作業をしております。これもやはり大学
であってはじめでできることだと思ってお
ります。比較法研究所が今までやってこな
かった領域、まさに弱者に対するクリニッ
クというリーガル・クリニックの理念に立
ち戻りたいと思っております。先ほど紙谷
先生が触れられたことですが、シヤー先生
の話によれば、こういった理念は、イギリ
スではボスト・モダソ・ソサエテイの状況
の中で極めて希薄になりつつあるというこ
とですが、われわれはやはりこの原点に立
ち戻りたい。サザイニーというドイツの法
学者は、「法律家は民衆の口になれ」と言っ
たそうでありますが、やはりそれがわれわ
れの原点ではないかと思えます。法科大学
院はやはりそれを理念としてつくられたと
いうふうに私は思いたいし、そのためにな
われわれは大学に法科大学院をつくったんだ
という確信を持って、次の比較法研究所の
50年、早稲田大学の50年、そして何と言っ
ても早稲田大学法務研究科の50年を目指
したいと思えます。これをご挨拶とさせて
いただきます。

司会 それでは、これももちまして本日の
ワーケーションを終わりたいと思えます。
最後にもう一度イギリスから来ていただい
たシヤー先生とフルフオーード裁判官に大き
な拍手をさせて頂き、閉会にさせていただきます。
みなさま長時間どうもありがとうございました。

セミナー1

新しい法曹養成制度に おける司法修習の役割

—前期修習のない新司法研修所教育の限界をどのように補うか—

講師：松島洋